

平成28年6月7日

第74回 神戸市個人情報保護審議会

新福祉医療システムへの情報項目の追加に
ついて

(保健福祉局)

神保高国第859号
平成28年6月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

新福祉医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

新福祉医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

1. 扶養者情報

- ・ 賦課年度
- ・ 扶養者宛名番号
- ・ 扶養否認
- ・ 更正年月日

新福祉医療システムへの情報項目の追加について

1 趣旨・概要

福祉医療費助成制度では、助成を受けるための資格要件の一つとして所得基準を設けているが、条例上、申請者のみでなく、主として申請者の生計を維持する者（配偶者、扶養義務者等）の所得についても確認したうえで、資格判定を行うことと定められている。

そのため、現在、各区では、新規認定受付時の資格判定に、申請者を扶養する者がいるかどうかを本人からの聞き取りのみでなく、本人同意の上、税の照会用端末を参照し、確認しているが、新福祉医療システムで同情報を確認できるように機能を追加する。

2 内容

新規認定受付時の資格判定に、申請者を扶養する者がいるかどうかを確認するため、以下の機能追加を行う。

税システムから共通基盤経由で月1回最新の扶養者情報を連携し、福祉医療システムにて参照用住記より取得した住記個人番号と税の扶養者宛名番号を突合せ、条件に適合した場合、画面に“扶養あり”を表示させる。

3 効果

①申請者を扶養する者がいるかどうかを新福祉医療システムで確認することが可能となり、事務の効率化が図れる。

②本人からの聞き取りに加え、システムで扶養状況を確認することで、より適正な資格認定が可能になり、市民サービスの向上につながる。

4 実施計画

平成28年7月～12月	プログラム作成	テスト
平成29年1月	システム稼働	

5 件数

福祉医療費助成制度受給者数	約21万人
毎月の扶養者情報確認件数	約200人/月

(平成28年3月末時点)

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。またユーザ認証により権限の設定を行う（更新可、参照のみ）。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。